

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第90条の規定に基づく登録生産者の
取消しに関する事務処理要領

[平成29年 8 月24日]

[29農畜機第2599号]

改正 令和 2 年 3 月30日付元農畜機第7922号

改正 令和 3 年 4 月 1 日付 3 農畜機第 5 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）第87条に規定する登録生産者の登録を、業務方法書第90条に基づき取り消す場合の事務処理について定めるものとする。

(登録の取消し)

第 2 条 業務方法書第88条に基づく、登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積等の報告（以下「88条面積報告」という。）を、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月 1 日付15農畜機第 7 号。）第 4 条に定める申込期限を 1 年以上過ぎても独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に行わなかった登録生産者であって、機構が催促したにもかかわらず、88条面積報告を行わず、又は、当該登録生産者が業務方法書第90条第 2 項の各号の一に該当する場合には、同条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、当該登録生産者に弁明の機会を与えた上で、その登録を取り消すことができるものとする。

(弁明の機会の付与)

第 3 条 前条の弁明は、書面（以下「弁明書」という。）により機構へ提出するものとする。

2 弁明者は弁明書を提出するときは、必要に応じて証拠書類等を提出することができるものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第 4 条 機構は、第 2 条に該当する登録生産者に対し、弁明の機会を与えようとする場合は、弁明書の提出期限の14日前までに次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 業務方法書第90条第 2 項の各号の一に該当する内容

(2) 弁明書の提出先及び弁明書の提出期限

2 弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会付与通知書（様式第 1 号）によるものとする。

(弁明報告書の作成)

第 5 条 機構は、第 3 条第 1 項に規定する弁明書が提出されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した弁明報告書（様式第 2 号）を作成するものとする。

(1) 不利益処分の原因となる事案に対する登録生産者の主張

(2) 前号の主張に88条面積報告を行わなかったやむを得ない事情があるかどうか

についての意見

(登録取消等の通知)

第6条 機構は前条の弁明報告書を理事長に報告した上で、業務方法書第90条第2項の規定により登録を取り消すときは、業務方法書第90条第4項に基づき、その旨及びその理由を明らかにした登録取消通知書(様式第3号)を、登録を取り消さないときはその旨を、当該登録生産者に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録簿に記載されていた当該登録生産者の野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人に当該登録生産者の登録を取り消した旨を通知するものとする。

(弁明書の不提出の場合における措置)

第7条 機構は、第3条の弁明書が第4条第1項に規定する提出期限までに提出されない場合は、当該登録生産者が弁明の必要がなかったものとみなして、登録を取り消すことができるものとする。

附 則 (平成29年8月24日付29農畜機第2599号)

この要領は、平成29年8月24日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日付元農畜機第7922号)

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日付3農畜機第50号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第2項関係）

弁明の機会付与通知書

番 号
年 月 日

登録生産者氏名
(法人の場合にあつては、代表者氏名)

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

当機構が実施する野菜価格安定事業に参加いただき、御礼申し上げます。
年 月 日付け「対象野菜の作付面積に係る報告等のお願い」を郵送にてご連絡したところですが、報告期限を経過しても貴殿（御社）からの対象野菜の作付面積に係る報告が行われていません。

つきましては、先に御案内させていただいたとおり、登録生産者の登録を取り消すための手続きに入らせていただきますが、業務方法書第90条第3項の規定に基づき、あらかじめ、次のとおり弁明の機会を付与しますのでご通知いたします。

業務方法書第90条第2項に該当する内容	
弁明書の提出先	独立行政法人農畜産業振興機構 野菜業務部
弁明書の提出期限	年 月 日

- ※1 弁明は、書面の提出により行ってください。（自由記載）
- ※2 弁明をするときは、あなたに有利となる証拠書類等を提出することができます。

弁明報告書

年 月 日

理事長殿

野菜業務部長

下記のとおり、弁明書を受理したので、その結果を報告します。

記

弁明の件名	
登録生産者の氏名	
事案に対する登録生産者の主張	
88条面積報告を行わなかったやむを得ない事情があるかどうかについての意見	

番 号
年 月 日

登録生産者氏名
(法人の場合にあつては、代表者氏名)

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

登録生産者の登録取消について

年 月 日付けをもって弁明書の提出があつたこのことについて、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第90条第4項の規定に基づき、下記のとおり登録を取り消すこととしたので、通知します。

記

- 1 登録生産者名
- 2 地区
- 3 登録を取り消すこととなつた理由
- 4 取消年月日